

事例番号:290255

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第五部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

2 回経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 37 週 0 日

9:30 破水のため入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 37 週 0 日

11:50 努責感あり

12:10- 胎児心拍数陣痛図上、胎児心拍数 50 拍/分台の徐脈

12:25 高度徐脈の診断で帝王切開により児娩出

胎児付属物所見 胎盤に多量の凝血塊、血性羊水を認める

胎盤病理組織学検査で 2 度の絨毛膜羊膜炎、3 度の臍帯炎を認める

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:37 週 0 日

(2) 出生時体重:2480g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.904、PCO<sub>2</sub> 77.9mmHg、PO<sub>2</sub> 25.3mmHg、

HCO<sub>3</sub><sup>-</sup> 14.6mmol/L、BE -19.5mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 3 点、生後 5 分 4 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死、低酸素性虚血性脳症

(7) 頭部画像所見:

生後 8 日 頭部 MRI で、基底核壊死所見を認める

## 6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:看護師 4 名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症である  
と考える。

(2) 常位胎盤早期剥離の関連因子として子宮内感染の可能性がある。

(3) 常位胎盤早期剥離の発症時期を特定することは困難であるが、妊娠 37 週 0  
日の 11 時 50 分頃またはその少し前の可能性があると考える。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価

### 1) 妊娠経過

(1) 妊娠糖尿病のスクリーニング検査方法は一般的ではない。

(2) 胎児心拍数陣痛図の記録速度が 1cm/分で記録されていたことは一般的で  
はない。

(3) その他の妊娠中の管理は一般的である。

### 2) 分娩経過

(1) 看護スタッフが、妊娠 37 週 0 日 12 時 10 分(胎児心拍数陣痛図の印字時刻は 2  
時 10 分の少し前頃)に胎児心拍数陣痛図上、胎児心拍低下を確認し、医師に  
報告したことは一般的である。

(2) 12 時 10 分の胎児徐脈の後、12 時 15 分に超音波断層法を行い、高度徐脈を  
確認し、帝王切開を決定したことは一般的である。

(3) 帝王切開決定後の児娩出前に高次医療機関 NICU へ連絡したことは適確で

ある。

- (4) 帝王切開決定から 10 分で児を娩出したことは優れている。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を行ったことは一般的である。
- (6) 胎盤病理組織学検査を行ったことは適確である。

### 3) 新生児経過

出生直後の新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸)は一般的である。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 胎児心拍数陣痛図の記録速度は 3cm/分に設定することが望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」では、基線細変動の評価や一過性徐脈の鑑別のために、胎児心拍数陣痛図の記録速度を 3cm/分とすることが推奨されている。

- (2) 観察した事項および実施した処置および分娩監視装置装着時刻は、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】本事例では、手術時の出血量や生後 5 分から高次医療機関 NICU 搬送までの新生児の記載がなかった。また、「原因分析に係る質問事項および回答書」によると、分娩監視装置の装着時刻に誤りがあった。観察事項や妊産婦・新生児に対して行われた処置および分娩監視装置装着時刻は診療録に正確に記載することが必要である。また、緊急対応によりその時点で記録できない場合は、後からできる限り速やかに診療録に記録することが望まれる。

- (3) 妊娠糖尿病のスクリーニングについては、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」に則して実施することが望まれる。

### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

分娩監視装置等の医療機器については時刻合わせを定期的に行うことが望まれる。

【解説】本事例では、診療録の記載時刻と胎児心拍数陣痛図の印字時刻にずれがあった。徐脈の出現時刻等を確認するため、分娩監

視装置等の医療機器の時刻合わせは重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。